

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 池 村 好 道

小山市監査委員 植 村 一

## 記

### 1. 監査対象

総務部	職員研修所		
市民生活部	小山東出張所		
教育委員会	小山第二小学校	間々田小学校	寒川小学校
	穂積小学校	小山第三中学校	博物館

### 2. 監査期日

令和5年5月29、30日

### 3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた令和4年度の資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

### 4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。